

兵庫県瀬戸内海地区における南淡漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和6年3月1日

(目的)

第1条 本協定は、南淡漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる漁業の種類、水産資源の種類及び水域)

第2条 本協定の対象となる漁業の種類、水産資源の種類、水域は、それぞれ次のとおりとする。

	漁業の種類	水産資源の種類	水域
(1)	小型機船底びき網漁業	まだい まだこ はも	瀬戸内海東部系群 瀬戸内海兵庫県周辺海域 瀬戸内海兵庫県周辺海域
(2)	機船船びき網漁業(瀬戸内海機船船びき網漁業を含む)	しらす いかなご	瀬戸内海兵庫県周辺海域 瀬戸内海東部系群
(3)	刺し網漁業	まだい ひらめ	瀬戸内海東部系群 瀬戸内海系群
(4)	小型定置網漁業	まあじ まだい さば類	対馬暖流系群 瀬戸内海東部系群 対馬暖流系群
(5)	たこつぼ漁業	まだこ	瀬戸内海兵庫県周辺海域
(6)	せん漁業(雑魚かご)	まだこ	瀬戸内海兵庫県周辺海域
(7)	釣り漁業(ひき縄漁業を含む)	さわら たちうお まだい	瀬戸内海系群 瀬戸内海兵庫県周辺海域 瀬戸内海東部系群

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

水産資源の種類	水域	資源管理の目標
まあじ	対馬暖流系群	資源管理基本方針別紙第2-5に定める目標
さば類	対馬暖流系群	資源管理基本方針別紙第2-16に定める目標
しらす	瀬戸内海兵庫県周辺海域	兵庫県資源管理方針別紙3-3第2に定める資源管理の方向性
いかなご	瀬戸内海東部系群	兵庫県資源管理方針別紙3-2第2に定める資源管理の方向性
まだい	瀬戸内海東部系群	兵庫県資源管理方針別紙3-1第2に定める資源管理の方向性
さわら	瀬戸内海系群	兵庫県資源管理方針別紙3-4第2に定める資源管理の方向性
まだこ	瀬戸内海兵庫県周辺海域	兵庫県資源管理方針別紙3-6第2に定める資源管理の方向性
はも	瀬戸内海兵庫	兵庫県資源管理方針別紙3-7第2に定める資源管理

	県周辺海域	の方向性
たちうお	瀬戸内海兵庫 県周辺海域	兵庫県資源管理方針別紙3-5第2に定める資源管理 の方向性
ひらめ	瀬戸内海系群	兵庫県資源管理方針別紙3-8第2に定める資源管理 の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	漁業の種類	具体的な取組	その他の取組
(1)	小型機船底びき 網漁業	以下のとおり休漁日を設定する。 (6月から11月) 週休2日(土曜・火曜) (12月から5月) 土曜日・第2第4火曜日 上記に加え組合で決定するお盆 (8/13~15)、年末年始(12/30~ 1/3)の休漁日を遵守する。	マダイ 全長13 cm以下再放流 ヒラメ 全長25 cm以下再放流 マコガレイ 全長16 cm以下再放流 メイタガレイ 全長13 cm以下再放流 ガザミ 甲幅12 cm以下及び抱卵 個体再放流
(2)	機船船びき網漁業 (瀬戸内海機船船 びき網漁業を含む)	以下の休漁日进行ける。 (イカナゴ漁期) 週休1日(日曜)  (シラス漁期) 週休2日(日曜・水曜)	<b>【操業時間制限】</b> 南あわじ市南淡船びき網協議会 で協議決定する操業時間の申し 合わせ事項を遵守する。 <b>【操業期間制限】</b> 南あわじ市南淡船びき網協議会 で魚種に応じて協議決定する適 正サイズ漁獲のための解禁日や翌 年の産卵親魚を残すための終漁 日設定等の操業期間に関する申 し合わせ事項を遵守する。
(3)	刺し網漁業	以下のとおり休漁日を設定する。 土曜日・第2第4火曜日  上記に加え組合で決定するお盆 (8/13~15)、年末年始(12/30~ 1/3)の休漁日を遵守する。	
(4)	小型定置網漁業	以下の休漁期間を設定する 7月1日から9月30日 ※6月30日までに網を撤去し、 網入れは10月1日以降に行な う	
(5)	たこつぼ漁業	各地区で以下の期間の休漁を実施する (阿万地区) 10月もしくは2月の1ヶ月間休 漁	

		(灘地区) 9月11日から10月20日まで  ※荒天等により休漁開始日までに撤去ができない場合はできるだけ速やかに撤去し、休漁開始日から経過した日数分、操業開始日を延期する。	
(6)	せん漁業(雑魚かご)	以下の期間の休漁を実施する 9月11日から11月20日まで 2月1日から4月30日まで ※荒天等により休漁開始日までに撤去ができない場合はできるだけ速やかに撤去し、休漁開始日から経過した日数分、操業開始日を延期する。	
(7)	釣り漁業(ひき縄漁業を含む)	以下のとおり休漁日を設定する。 土曜日・第2第4火曜日 上記に加え組合で決定するお盆(8/13~15)、年末年始(12/30~1/3)の休漁日を遵守する。	

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の取組の履行確認を行うこととする。

- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第1項の履行確認は、兵庫県に設置された資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認においては、前条の具体的な取組については、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとし、その他の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

	漁業の種類	履行確認における証拠書類等
(1)	小型機船底びき網漁業	市場伝票、予め設定した休漁日・期間の確認できる資料、取組証明等
(2)	機船船びき網漁業(瀬戸内海機船船びき網漁業を含む)	市場伝票、予め設定した休漁日・期間の確認できる資料、取組証明等
(3)	刺し網漁業	市場伝票、予め設定した休漁日・期間の確認できる資料、取組証明等
(4)	小型定置網漁業	市場伝票、予め設定した休漁日・期間の確認できる資料、取組状況写真、取組証明等
(5)	たこつぼ漁業	市場伝票、予め設定した休漁日・期間の確認できる資料、取組状況写真、取組証明等
(6)	せん漁業(雑魚かご)	市場伝票、予め設定した休漁日・期間の確認できる資料、取組状況写真、取組証明等
(7)	釣り漁業(ひき縄漁業を含む)	市場伝票、予め設定した休漁日・期間の確認できる資料、取組証明等

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)

第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を兵庫県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に兵庫県、資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第7条 第5条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)及び兵庫県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、兵庫県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について兵庫県に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び兵庫県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 全参加者の代理権を有する者(以下「協定代表者」という。)は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間(令和6年3月1日から令和11年2月28日まで)とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第 11 条 法第 126 条第 1 項の規定に基づき兵庫県知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の 3 分の 2 以上の多数で決する。

(その他)

第 12 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。